

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉敷市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

倉敷市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和4年6月30日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所





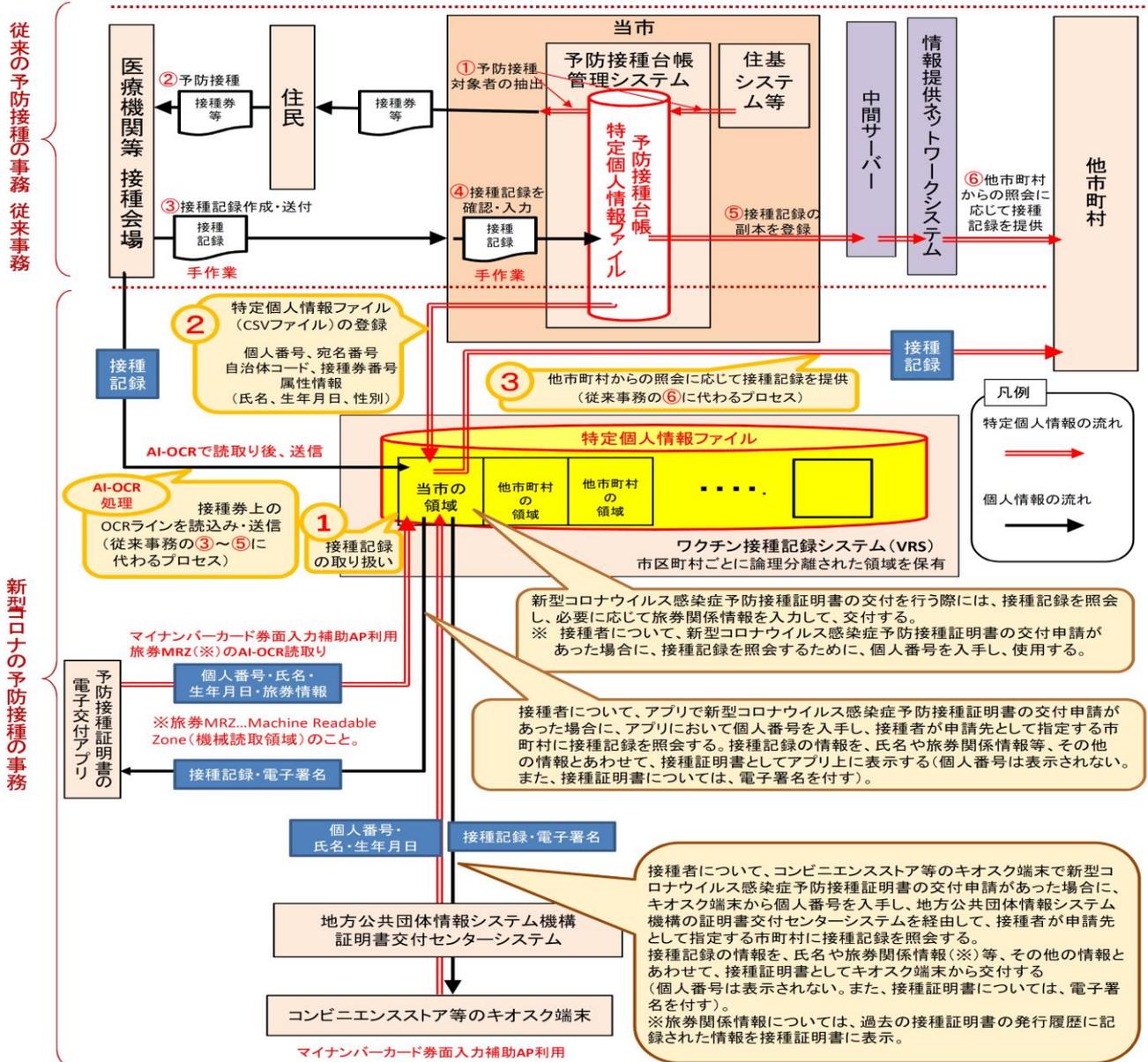


<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報ファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種対象者の把握や接種歴の管理を適正に行い、予防接種法関連法令に基づく予防接種を適切に実施するため。</li> <li>・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するため。</li> <li>・転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するため。</li> </ul>
②実現が期待されるメリット	接種対象者を正確に把握し、自治体を横断した接種対象者の接種歴を適正に管理することで、誤った時期・年齢・回数及び接種間隔による間違い接種を防止し、健康被害の発生を防ぐ。
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第1の10の項</li> <li>・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）</li> <li>・番号法第19条第6号（委託先への提供）</li> </ul>
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[ 実施する ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> </div>
②法令上の根拠	<b>【情報照会】</b> 番号法第19条第8号及び別表第2の16の2、16の3、17、18、19の項  <b>【情報提供】</b> 番号法第19条第8号及び別表第2の16の2の項、16の3の項
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	保健課
②所属長の役職名	課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	
なし	

(別添1) 事務の内容

予防接種に関する事務概要 全体図

従来の予防接種事務では、①～④の流れで予防接種台帳に登録記録が登録され、⑤～⑥の流れで他市町村に接種記録が提供される。③～④は手作業の場合もあり、予防接種台帳に登録記録が反映されるまで2～3か月を要し、逐次把握が困難。そのため、新型コロナの予防接種事務では、② → AI-OCR処理 → ③ の作業を行うことで、接種記録の逐次把握を実現する。また、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、交付する。



(備考)

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対象者
その必要性	予防接種法関連法令に基づく新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事業を適正に実施するため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報（内部番号）</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所） [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先（電話番号等） [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他（ ）</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報: 接種対象者を正確に特定するために保有</li> <li>・連絡先等情報: 接種対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有</li> <li>・業務関係情報: 予防接種の接種歴等を正確に管理するために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和3年4月1日
⑥事務担当部署	保健課ワクチン接種対策班 〒710-0834 倉敷市笹沖170 TEL086-434-9800

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市区町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム )
③入手の時期・頻度	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報及び連絡先当情報について、住民記録システムで異動が発生しデータが更新される都度、随時</li> <li>・業務関係情報について、接種対象者に接種が行われた際、各医療機関等から予診票を回収した都度、随時</li> <li>・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度</li> <li>・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって、接種記録の照会が必要になる都度</li> </ul>
④入手に係る妥当性	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種法関連法令に基づく新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事業を適正に実施するため、接種対象者の最新の住民基本台帳情報と接種情報を正確に把握する必要がある。</li> <li>・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号)</li> <li>・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19号第16号)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。</li> </ul>
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種記録関係情報については、予防接種法等関連法令(予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の8)に、市区町村が予防接種に関する記録の作成・保管する義務が明記されており、予防接種予診票においても、接種済の予診票が市に提出されることを明記しており、本人(親権者)から署名を得た上で取得している。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種についても、接種者からの同意を得て入手する。</li> <li>・予防接種証明交付事務についても、接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</li> <li>・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。</li> </ul>
⑥使用目的 ※	<p>予防接種法関連法令に基づく新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事業で使用し、予防接種の正確性及事務効率の向上を図るため。</p>
	<p>変更の妥当性</p> <p>-</p>
⑦使用の主体	<p>使用部署 ※</p> <p>保健課ワクチン接種対策班</p>
	<p>使用者数</p> <p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満            3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満            5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接種対象者の最新の住民基本台帳情報と接種情報を正確に把握し、予防接種に関する記録の作成・管理を行うために特定個人情報を使用する。</li> <li>・予防接種により健康被害を生じた者が健康被害救済制度の請求手続をする場合、健康被害に対する給付を適切に行うために特定個人情報を使用する。</li> <li>・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。</li> <li>・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> </ul>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳により、接種対象者であるかどうかを確認する。</li> <li>・接種結果と業務関係情報を突合し、接種履歴を管理する。</li> <li>・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。</li> </ul>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <p>特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>予防接種対象者であるかどうかの決定を行う。          予防接種健康被害発生時の給付の決定(最終決定は国が行う)を行う。</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>令和3年04月01日</p>





<b>委託事項3</b>		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対象者
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子(交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。
⑥委託先名		株式会社ミラボ
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている（ 2 ）件 [ ] 移転を行っている（ ）件 [ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2の16の2の項、16の3の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対象者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他（ ）
⑦時期・頻度	提供依頼を受けた都度
<b>提供先2～5</b>	
<b>提供先2</b>	市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第16号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他（ワクチン接種記録システム(VRS)）
⑦時期・頻度	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	



**6. 特定個人情報の保管・消去**

<p>①保管場所 ※</p>	<p>&lt;本市における措置&gt;                  施錠管理・生体認証による入退室管理を行っている委託業者データセンター(LGWANネットワークで通信)に設置したサーバー内で保管している。                  &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;                  ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。                  ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。                  &lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;                  ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。                  ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。                  ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。                  ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。                  ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。                  ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。                  (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)                  電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。                  (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)                  証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>				
<p>②保管期間</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 833 470 974"> <p>期間</p> </td> <td data-bbox="470 833 1532 974"> <p>&lt;選択肢&gt;                      1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年                      4) 3年                              5) 4年                              6) 5年                      7) 6年以上10年未満          8) 10年以上20年未満          9) 20年以上                      10) 定められていない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 974 470 1070"> <p>その妥当性</p> </td> <td data-bbox="470 974 1532 1070"> <p>予防接種法施行令第6条の2及び厚生労働省通知「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の別添「定期接種実施要領」の1において、少なくとも5年管理・保管すると定められており、接種記録の確認や証明書の発行事務において長期間保管する必要がある。</p> </td> </tr> </table>	<p>期間</p>	<p>&lt;選択肢&gt;                      1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年                      4) 3年                              5) 4年                              6) 5年                      7) 6年以上10年未満          8) 10年以上20年未満          9) 20年以上                      10) 定められていない</p>	<p>その妥当性</p>	<p>予防接種法施行令第6条の2及び厚生労働省通知「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の別添「定期接種実施要領」の1において、少なくとも5年管理・保管すると定められており、接種記録の確認や証明書の発行事務において長期間保管する必要がある。</p>
<p>期間</p>	<p>&lt;選択肢&gt;                      1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年                      4) 3年                              5) 4年                              6) 5年                      7) 6年以上10年未満          8) 10年以上20年未満          9) 20年以上                      10) 定められていない</p>				
<p>その妥当性</p>	<p>予防接種法施行令第6条の2及び厚生労働省通知「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の別添「定期接種実施要領」の1において、少なくとも5年管理・保管すると定められており、接種記録の確認や証明書の発行事務において長期間保管する必要がある。</p>				

<p>③消去方法</p>	<p>&lt;本市における措置&gt;                  ・接種履歴については永年保存のため、誤りがない限り、削除は行わない。                  ・接種券等の紙書類については、規程に基づき、外部業者による溶解処分を行う。                  &lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;                  ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。                  ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。                  &lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;                  ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。                  ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。                  ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>
--------------	---

**7. 備考**

—

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※（7. リスク1⑨を除く。）

#### 1. 特定個人情報ファイル名

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

##### リスク1： 目的外の入手が行われるリスク

<p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<p>（本市における措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類（個人番号カード、身分証明書等）による本人確認を厳正に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。</li> <li>・必要な情報以外を誤って記載することがないよう、必要な情報のみを記載する様式とし、不必要な情報の入手の防止に努める。</li> <li>・庁内連携システムから入手する場合、対象者以外の情報や不必要な情報を入手できないよう仕組みとして担保されている。</li> </ul> <p>＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞</p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手          当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②他市区町村からの個人番号の入手          当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム（VRS）を通じて入手する。</p> <p>③転出元市区町村からの接種記録の入手          当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム（VRS）を通じて入手する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手          接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付）          交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
<p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民、他市区町村、医療機関等から入手する申請情報、接種情報については、予め定められた帳票様式に基づいて入手するため、必要な情報以外を入手することはない。</li> <li>・各システムにおいて、予防接種業務に必要な情報以外はシステムに入力できない仕様になっている。</li> </ul> <p>＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞</p> <p>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付）          個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避免することで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている 2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
<p>リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>＜本市における措置＞</p> <p>システムを利用する必要がある職員を特定し、パスワードによる認証を実施する。また、利用機能の認可機能により、当該職員がシステム上で参照できる情報を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</p> <p>＜ワクチン接種記録システム（VRS）における追加措置＞</p> <p>ワクチン接種記録システム（VRS）のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）          当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付）          証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている 2) 十分である          3) 課題が残されている</p>

リスク3： 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認書類(個人番号カード、身分証明書等)による本人確認を厳正に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。</li> <li>必要な情報以外を誤って記載することがないよう、必要な情報のみを記載する様式とし、不必要な情報の入手の防止に努める。</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;  (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)  個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力  (券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	上記の通り、入手の段階で本人確認とともに、個人番号の真正性確認を行っている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の通り、入手の段階で本人確認とともに、個人番号の真正性確認を行っている。</li> <li>予防接種業務を行う過程で、特定個人情報等に誤り等があった場合は、随時調査を行い、誤りが確認できた時点で適宜、職権による修正を行うことで、正確性を確保している。</li> <li>住民からの申請等により、誤り等の指摘があった場合も同様に、随時調査を行い、誤りが確認できた時点で適宜修正を行うことで、正確性を確保している。</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;  (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)  ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。  ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>セキュリティ対策がされたシステムを使用している。また、職員へのセキュリティ教育において、情報管理についても注意徹底するようにしている。</li> <li>各業務システム間を接続する回線は専用回線を利用し、接続された特定機器のみと通信することで、接続システム外への漏えいはない。</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;  入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。  (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)  電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。  (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)  キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。  また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。  さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して当市が指定する管理者から配布されたユーザIDを利用し、ログインした場合だけアクセスできるように制限している。	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p>&lt;宛名システム等における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名管理事務に必要な項目しか保有しない。</li> <li>・個人番号利用事務実施者以外からは特定個人情報へのアクセスが行えない制御としている。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>&lt;保健所システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所システムには予防接種管理事務に必要な項目しか保有しない。</li> <li>・また、他のシステムの必要ない情報との紐付けが行われない制御を行っている。</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>&lt;保健所システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所システムを利用する職員は指紋認証にて端末の利用制限の管理をしている。</li> <li>・保健所システムの利用時にユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。</li> <li>・ログインユーザーIDにより使用できる機能に制限をかけており、不正使用が行えないようにしている。</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <p>権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。</li> <li>・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。</li> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。</li> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、当市が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>&lt;保健所システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初に保健所システムを利用する職員についてユーザIDの登録・廃止を行っている。</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最低限の権限で発効する。</p> <p>当市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。</p> <p>やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。</p>
アクセス権限の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>&lt;保健所システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ログインユーザーIDにより使用できる機能に制限をかけており、不正使用が行えないようにしている。</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最低限の権限で発効する。</p> <p>当市が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p>
特定個人情報の使用の記録	<p>[ 記録を残している ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<p>&lt;宛名システム等における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</li> </ul> <p>&lt;保健所システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</li> <li>・ログは定期的に及び必要に応じ随時に確認する。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p>



リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>定められた目的以外に端末を利用してはならないこととしている。</li> <li>全職員を対象に、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修や注意喚起を行い、業務外利用の禁止等について徹底する。</li> <li>各種操作ログを取得しており、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑止している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を取得し、追跡可能な形式で管理しており、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの抑止を図っている。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業を行う職員及び端末を必要最低限に限定する。</li> <li>作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する、また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。</li> <li>作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。</li> <li>電子記録媒体に格納するデータについて、暗号化やパスワード設定を行う。</li> <li>電子記録媒体による作業を終了したら、内容のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>①特定個人情報を使用する場面を必要最低限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合にのみ入手し、使用する。</li> <li>・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。</li> <li>・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために個人番号を入手し、使用する。</li> </ul> <p>②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	



再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・委託先と同等のリスク対策を実施する	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<本市における措置> 特定個人情報の提供について、番号法第19条各号に該当する場合以外の提供を禁止する。特定個人情報の移転については現在行っていないが、今後提供・移転についてその必要が生じた場合は、番号法、倉敷市個人情報保護条例その他関係法令に基づき、その可否を判断する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 本市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場を必要最小限に限定している。 具体的には、本市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない (入手)	[ ] 接続しない (提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;本市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ログイン時の職員認証により、あらかじめ認証された職員以外は情報を入手できないようにする。</li> <li>・個人(ID)単位の操作ログ(いつ、誰が、誰の情報にアクセスし、どのような操作をしたかの記録)を収集し、不適切な情報の入手を抑止する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。</p> <p>つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第16号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;保健所システム、庁内連携システムのソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバー・プラットフォームと庁内連携システム、保健所システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間通信に限定されるため、安全性が確保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;倉敷市における措置&gt;</p> <p>情報照会にあたっては、中間サーバー・プラットフォームから入手した特定個人情報が庁内連携システム、保健所システムへの登録の際に誤った状態で登録されることがないことを、検証工程で十分に確認しているため、入手にあたって特定個人情報が不正確になることはない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者にかかる特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;本市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権限を有する職員のみが情報照会を行えるよう、使用者の認証及び権限の認可の管理を厳格に行う。</li> <li>・操作ログや認証ログなどのアクセスログを基に、権限外の職員による操作の有無や不正な照会がないことを適宜確認する。</li> <li>・職員に対して特定個人情報の適切な取扱いについて周知するとともに、安全保護対策の遵守を徹底させる。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)</li> <li>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</li> <li>③中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ol> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・照会対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</li> </ol>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク5： 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;本市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所システムから中間サーバーへの情報提供は、専用のネットワークを介して自動的に行われることで、不適切な方法での提供を防止している。</li> <li>・特定個人情報の提供が可能な事務及び当該事務の権限を有する職員のみが実施できるよう認証及び権限の管理を厳格に行う。</li> <li>・操作ログや認証ログなどのアクセスログから不正な提供が行われていないことを適宜確認する。</li> <li>・職員に対して特定個人情報の適切な取扱いについて周知するとともに、安全保護対策の遵守を徹底させる。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ol> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;本市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の提供が可能な事務及び当該事務の権限を有する職員のみが実施できるよう認証及び権限の管理を厳格に行う。</li> <li>・操作ログや認証ログなどのアクセスログから不正な提供が行われていないことを適宜確認する。</li> <li>・職員に対して特定個人情報の適切な取扱いについて周知するとともに、安全保護対策の遵守を徹底させる。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</li> <li>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかにログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ol> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</li> <li>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</li> </ol>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	-----------	--

リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①セキュリティ管理機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</li> <li>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</li> <li>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</li> </ol> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	-----------	--

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-	
---	--

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>【物理的対策】</p> <p>&lt;本市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報を格納しているサーバ等は施錠できる場所に保管している。</li> <li>・停電によるデータ消失・システム破壊を防ぐため、無停電電源装置を設置している。</li> <li>・火災によるデータ消失を防ぐため、施設には防火設備を備えている。</li> <li>・入退室者を管理・特定するために入退室台帳で入退室者と時間の管理を行っている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している</li> </ul>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>【技術的対策】</p> <p>&lt;本市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークを通じて外部からの進入を防止するため、ファイアウォールを設置している。</li> <li>・ウイルス対策ソフトの導入と最新パッチが提供されたらその都度適用している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域データは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。</li> <li>・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容に秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。</li> <li>・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</li> <li>・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。</li> </ul> <p>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>

⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号を含めた識別情報及び連絡先等情報は、住民基本台帳システムより随時異動データを連携することにより、最新のものに更新する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・紙媒体については、当市の文書管理規程に基づき、適切に廃棄される。 最終的には、規程に基づき、外部業者による溶解処分を行う。 ・電子データについては、住民基本台帳システムとの整合処理を定期的を実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより、古い情報の排除を担保する。 電子記録媒体の廃棄時は、専用ソフトによるフォーマット及び物理的破壊を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[ 十分にしている ] <選択肢> 1) 特に力を入れてしている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の該当システムの利用を管理し、必要な監督をする。
②監査	[ 十分にしている ] <選択肢> 1) 特に力を入れてしている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の該当システムの利用を管理し、必要な監督をする。
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[ 十分にしている ] <選択肢> 1) 特に力を入れてしている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	<本市における措置> ・職員及び派遣職員等に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の該当システムの利用を管理し、必要な指導をする。
3. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	法務課情報公開室 〒710-8565 倉敷市西中新田640 Tel.086-426-3213
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 無料 ]</span> <span>&lt;選択肢&gt; 1) 有料      2) 無料</span> </div> (手数料額、納付方法: 写しの交付を希望する場合は、作成に用する費用を請求者が負担する必要がある。 )
④個人情報ファイル簿の公表	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 行っていない ]</span> <span>&lt;選択肢&gt; 1) 行っている      2) 行っていない</span> </div>
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	保健課ワクチン接種対策班 〒710-0834 倉敷市笹沖170 Tel.086-434-9800
②対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問合せがあった場合は、問合せの内容と対応の経緯について記録を残す。</li> <li>・情報漏えい等に関する問合せがあった場合は、実施機関において適切な対応を行い、総務部法務課情報公開室に報告する。</li> </ul>

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年03月10日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	倉敷市パブリックコメント手続要綱に基づき、パブリックコメントを実施し、広く住民等の意見を聴取する。
②実施日・期間	令和3年12月20日から令和4年1月19日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	評価書の内容に対する意見はなかった。
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和4年6月3日
②方法	実施日時点で国から提供された資料と修正した評価書を基に、倉敷市情報公開・個人情報保護審議会で全項目評価の実施について協議。
③結果	実施日時点で国から提供された資料では情報システムのリスク対策が万全であるか等を会として判断しかねるため、評価の実施時と同様に、接種証明書のコンビニ交付導入後、一定期間の運用実績を持って、しかるべき時に評価の再実施を検討することとした。(実施方法等は他市の状況を合わせて検討予定)
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年03月31日	Ⅱ-3-③	転出先市区町村	他市区町村	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和4年03月31日	Ⅱ-3-④	転出先市区町村	他市区町村	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和4年03月31日	Ⅱ-3-⑧	転出先市区町村	他市区町村	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和4年03月31日	Ⅲ-2	転出先市区町村	他市区町村	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和4年03月31日	Ⅲ-5	転出先市区町村	他市区町村	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和4年03月31日	Ⅲ-5	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みになっている。	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和4年04月30日	I-2-②	-	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和4年04月30日	I(別添1)事務の内容	-	予防接種証明書のコンビニエンスストア等での自動交付を追記する	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和4年04月30日	Ⅱ-3-②	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和4年04月30日	Ⅱ-3-⑤	電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和4年04月30日	Ⅱ-4	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。))を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和4年04月30日	Ⅱ-4-①	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。))を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和4年04月30日	Ⅱ-4-②	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。))を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和4年04月30日	Ⅱ-4-④	LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和4年04月30日	Ⅱ-6-①	-	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和4年04月30日	Ⅲ-2	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和4年04月30日	Ⅲ-2	-	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年04月30日	Ⅲ-2	・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和4年04月30日	Ⅲ-2	-	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和4年04月30日	Ⅲ-4	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和4年04月30日	Ⅲ-7-⑥	-	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和4年06月30日	V-3-①	令和4年1月27日から令和4年3月1日まで	令和4年6月3日	事後	国からの評価書の再実施依頼により審議会にて検討
令和4年06月30日	V-3-②	個人情報の保護及びその他指針に照らして適当と認められる学識経験者に第三者点検を依頼。	実施日時時点で国から提供された資料と修正した評価書に基づき、倉敷市情報公開・個人情報保護審議会にて全項目評価の実施について協議。	事後	国からの評価書の再実施依頼により審議会にて検討
令和4年06月30日	V-3-③	学識経験者に依頼した第三者点検の結果報告書で指摘のあった事項を修正した上で、倉敷市情報公開・個人情報保護審議会に報告。	実施日時時点で国から提供された資料では情報システムのリスク対策が万全であるか等を会として判断し、かねて、評価の実施時と同様に、接種証明書のコンビニ交付導入後、一定期間の運用実績を持つて、しかるべき時に評価の再実施を検討することとした。(実施方法等は他市の状況を合わせて検討予定)	事後	国からの評価書の再実施依頼により審議会にて検討
令和5年03月10日	Ⅱ(別添2)ファイル記録項目	接種回(1回目/2回目/3回目)	接種回	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和5年03月10日	Ⅲ-2	国	当市が指定する管理者	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和5年03月10日	Ⅲ-3	国に対してユーザ登録を事前申請した	当市が指定する管理者が認めた	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和5年03月10日	Ⅲ-3	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際には速やかに把握している内容を更新する。	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和5年03月10日	Ⅲ-3	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市が指定する管理者は、定期的ユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施
令和5年03月10日	Ⅲ-3	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期的及び必要に応じ随時に確認する。	事後	国からの評価書の見直し依頼により実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明



